

道有地（岩内郡岩内町野束 162 番 15）分筆測量等業務
仕 様 書 （案）

1 目的

本仕様書は、道有地（岩内郡岩内町野束 162 番 15）分筆測量等業務を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の範囲

岩内郡岩内町野束 162 番 15 の道有地における分筆に必要な測量、書類の作成及び登記並びにこれに付随する業務を行うものとし、測量区域及び分筆形状は別紙 1 のとおりとする。

3 業務処理の原則

委託契約書及び本仕様書に準拠するとともに、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)その他の法律に基づいて正確かつ迅速に行うものとする。

4 施行上の業務及び心得

受託者は、業務実施にあたって、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 自ら行わなければならない関係官公庁への届け出等の手続を迅速に処理しなければならない。

(2) 本業務で知り得た関係者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。

5 資料調査

受託者は、道が提示した図面等に基づき、本業務に必要な資料図及び関連する測量成果等がある場合は、その写しを道に提出するものとする。

6 事前調査

受託者は目的の達成に必要な対象地の現況確認等のため現地調査を行うものとする。

7 多角測量

(1) 使用する与点は、市町村又は国土地理院が管理する公共基準点若しくは官公庁が道路用地等の確定のため実施した測量成果等とし、これらを用い多角測量を行うものとする。なお、本業務による測量は測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく公共測量に該当しないため、与点間の距離及び新点間の距離については、公共測量作業規程の準則によらないものとする。

(2) 委託設計内訳書の数量は、打ち合わせのうえ必要に応じて設計変更するものとする。

(3) 受託者は、境界点を観測するために必要となる細部点を前述の多角点から設置できるものとする。

8 地積測定

(1) 面積計算は座標法により行うものとする。

(2) 数値計算の取扱いは、次のとおりとする。

長さ m単位 小数点以下 3 けた（小数点以下 4 けた切り捨て）

面積 m^2 単位 小数点以下7けた(小数点以下8けた切り捨て)

- (3) 求積範囲は確定地とし、単位は筆数とする。

9 境界点測設

受託者は、測量の結果等に基づき、境界点の設置を次の各号により行わなければならない。

- (1) 境界点測設は、確定地の各筆界点に測設するものとする。
(2) 境界点測設の形状・寸法・材料・色等は、別紙2を標準とする。
(3) 測設後、隣地所有者の確認を受けるものとする。

10 立会

- (1) 受託者は、境界の確認を行うため、隣接地の所有者等の立会日時、実際の作業手順等について業務担当者と協議の上、立会を行わなければならない。
(2) 受託者は、測量の成果等に基づき、隣接地の所有者に境界の確認を受け、境界確認書を作成し押印を求めなければならない。
(3) 受託者は、次の各号に該当する状態が生じたときは、その事由を整理し、業務担当員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
ア 隣接地の所有者等の一部が立会いを拒否したもの。
イ 隣接地の所有者等の同意が得られないもの。
(4) 境界確認の範囲は各隣接地とする。

11 境界標の設置

- (1) 受託者は、用地境界仮杭を設置し、現地において隣接地所有者の確認を受けた後、仮杭と同一の点に境界標を設置換えすることとする。
境界標の形状・寸法・材質・色等は、別紙3を標準とする。
(2) 永久境界標の設置方法は、次の各号によるものとし、設置後自然の移動、埋没、他人による引き抜き等が生じないように十分に固定するものとする。
また、地上に露出することが障害となる箇所及びコンクリート標の設置が困難な場合等は、業務担当者と協議の上、金属標に変更する等の支障とならない措置を講じるものとする。
(3) 受託者は、前記第1号及び第2号において、用地境界杭、永久境界標が、建物等が支障となり設置が困難なときは、その事由等を整理し業務担当員と協議するものとする。
(4) 委託設計内訳書の数量は、打合せのうえ必要に応じて設計変更するものとする。

12 境界標の検測

- (1) 受託者は、永久境界標設置が終了したときは、隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認するものとし、許容範囲は次表を標準とする。

区分	市街地	市街地外
20m 未満	10mm	20mm
20m 以上	点間距離 (単位 m/2000)	点間距離 (単位 m/1000)

(2) 境界点間測量の範囲は確定地とし、測量調査の単位は筆数とする。

13 実測図等の作成

受託者は、測量の成果等に基づき、別紙4に定める図面等を作成するものとする。

14 地積測量図及び不動産調査報告書の作成

受託者は、測量の成果等に基づき、地積測量図及び不動産調査報告書を作成するものとする。

15 嘱託登記申請書の作成

受託者は、測量の成果等に基づき、嘱託登記申請書及び申請に必要な書類を作成するものとする。

16 分筆登記の申請

受託者は、分筆に係る嘱託登記を行うものとし、嘱託登記申請書が完成後、委託者は速やかに委任状（別記第1号様式）を受託者に発行する。

15 支障物件の取扱い

本測量業務の結果、確定地に対する支障物件があった場合には、支障物件調書（別記第2号様式）を作成し、詳細図面を添付して提出することとする。

16 測定機械器具の検定

測量業務に使用する測量機械器具は検定を行うものとし、検定については、検定に関する技術を有する第三者機関が行い発行する証明書を成果品に添付して提出するか、又は受託者自身が検定を行いその記録を提出するものとする。

17 管理技術者等

法人等が受託した場合は、業務処理についての管理技術者を定め、管理技術者等選定通知書（別記第3号様式）により契約後直ちに道に通知するものとする。なお、管理技術者は土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に定める登録を受けている者とする。公共嘱託登記土地家屋調査士協会が受託者の場合は、当該協会の社員を復代理人として委託業務を処理するものとし、復代理人選任届（別記第4号様式）を提出するものとする。

18 完了

受託者は業務を完了したときは速やかに委託業務完了報告書（別記第5号様式）及び成果品（別紙4に定める図面等、嘱託登記申請書の写し及び登記完了証）を道に提出する。

19 その他

(1) 法人等が受託した場合は提出する成果品を管理技術者が検査し、提出することとする。

(2) 本仕様書により難しい場合は、業務担当員と協議し、変更することができるものとする。